場の所在地が指定都市の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市）又は同項第二号の変更に係る採取計画の認可をした都道府県（砂利採取場の所在地が河川法第九条第五項又は第十条第二項の規定に基づき指定都市の長が管理を行う一級河川又は二級河川の区間内である場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市）の条例、規則その他の定めで定めることができる。	
5　法第二十条第二項の規定により法第十六条の認可に係る採取計画の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第二の二による届書を当該採取計画の認可をした都道府県知事又は河川管理者に提出しなければならない。	
6　前項の届書には、前条第二項各号に掲げる書類のうち採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添付しなければならない。	
（申請書等の提出部数）	
第三十四条　第三条又は第四条第一項及び第二項の規定により河川管理者に提出する書類の部数は、正本一通及び当該砂利採取場が所在する市町村の数に三を加えた数の写しとする。	（申請書等の提出部数）
2　第四条第五項及び第六項、第五条又は第六条の規定により河川管理者に提出する書類の部数は、正本一通及び写し一通とする。	**第三十四条**　第三条又は第四条の規定により河川管理者に提出する書類の部数は、正本一通及び当該砂利採取場が所在する市町村の数に三を加えた数の写しとする。
3　［略］	2　第五条又は第六条の規定により河川管理者に提出する書類の部数は、正本一通及び写し一通とする。
（条例等に係る適用除外）	3　［略］
第三十七条　第三条第一項、第四条（第三項及び第四項を除く。）から第六条まで、第十条及び第三十四条（都道府県知事（河川管理者である場合を含む。）及び指定都市の長の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県又は指定都市の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。	（条例等に係る適用除外） **第三十七条**　第三条第一項、第四条から第六条まで、第十条及び第三十四条（都道府県知事（河川管理者である場合を含む。）及び指定都市の長の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県又は指定都市の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別紙様式第二の次に次の一様式を加える。

様式第２の２

様式第２の２

×整理番号	
×受理年月日	年　月　日

軽　微　な　変　更　届　書

年　月　日

殿

住　所

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名　㊞

登録年月日及び登録番号

砂利採取法第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1　変更の内容

従前の採取計画の内容	変　更　の　内　容

2　変更の理由

（備考）　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　×印の項は、記載しないこと。

3　氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。